第7条第2項関係

みんなで考えみんなで創る環境未来都市しもかわ推進町民事業　助成の手順

助成を受けたい方		役場		町民・町民会議
① 実施する事業の内容を考えます。	←→ 事前相談	一緒に事業内容を考えますので、ご相談ください。		
② 実施計画書（別記様式第1号）を作成します。	→ ②提出	実施計画書をいただいたら、個人を特定しない形で概要を速やかに公表します。	→ 計画書の公表	実施計画書を見て、自由に意見を提出することができます。 ※ 意見は個人を特定しない形で審査結果とともに公表されます。 ※ 公表期間は助成申請予定額（単年度あたりで最も大きい額）によって異なります。 50万円未満： 7日間程度 50万円以上：14日間程度
		町民意見を参考にしながら、審査基準に基づき、実施計画書を審査します。	← 意見提出	
③ 助成金の交付申請（別記様式第3号）を作成します。 ※ 事前に助成金が必要な場合は、必ず事業の実施前に交付申請を作成し、概算払について役場と相談してください。	← 承認通知 町民意見の伝達	審査結果を町民意見とともに申請者へ通知するとともに、公表します。	→ 町民意見・審査結果の公表	助成事業者への応援・ご協力をお願いします。
	→ ③提出	交付申請を審査し、交付決定を行います。 また、交付決定の概要を公表します。 ※ 必要に応じて概算払の手続を行います。		
④ 事業を実施します。 ※ 事業の進め方、広報、経費の使い方等について、不安な点があれば役場と相談してください。	← 通知 交付決定			
	←→ 相談	いつでもご相談に応じ、一緒に事業を進めます。広報誌等で広報等に協力することもできます。	→ 広報等	助成事業者が実施する事業にぜひ参加してください。
⑤ 実績報告書（別紙様式第4号）を作成します。 ※ 事業完了後1ヶ月以内または4月15日までに提出してください。	→ ⑤提出	実績報告の概要を速やかに公表します。 助成金の交付手続を行います。	→ 実績の公表	事業の実施結果を知り、ぜひ次の展開を考えてみてはいかがでしょうか。 また、実績報告に対して自由に意見を提出することもできます。 ※ 意見は個人を特定しない形で公表されます。
	← 交付 助成金			
①へ戻ります。 ※予め複数年度の計画が承認されていて計画の変更が必要ない場合は、③へ戻ります。	← 町民意見の伝達等	町民意見を公表し、必要に応じて次年度にむけて事業内容の見直しを求めます。	← 意見提出	